

建設工事の入札に参加される皆様へ

配置技術者の専任を要する請負代金額等の見直しについて（お知らせ）

令和6年12月6日、「建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令」が閣議決定され、国土交通省において配置技術者の専任を要する請負代金額等の見直しを行う建設業法施行令の改正を行うこととなりました。これを受け、大阪広域水道企業団においても入札参加資格等に関して以下のとおり取扱うことといたします。

記

※（ ）内は建築一式工事の場合

	現行	改正後
特定建設業の許可、監理技術者の配置を要する下請代金額の下限	4,500万円 (7,000万円)	<u>5,000万円</u> <u>(8,000万円)</u>
主任技術者及び監理技術者の専任を要する請負代金額の下限	4,000万円 (8,000万円)	<u>4,500万円</u> <u>(9,000万円)</u>

備考 : 上表に係る改正は、いずれも令和7年2月1日から施行され、請負契約の時点にかかわらず、同日以降は全ての工事について改正後の金額要件が適用されます。

問合せ先
経営管理部 財務課 契約グループ
TEL 06-6944-6866
事業管理部 技術管理課 技術管理グループ
TEL 06-6944-6869